



身分証明書としての取扱いについて

マイナンバーの「通知カード」



マイナンバーカード(個人番号カード)



× 身分証明書として利用できない

○マイナンバー（個人番号）の確認は可能ですが、身分証明書として使用することは出来ません。

○ 身分証明書として利用できる

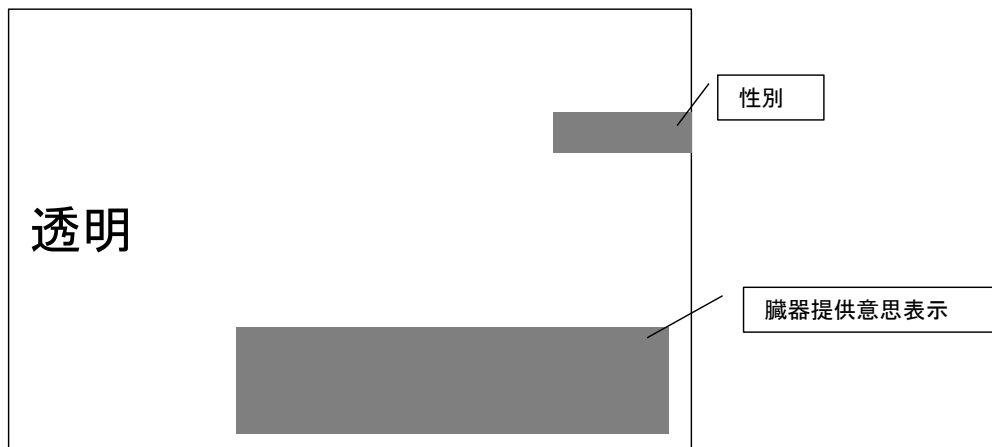
○マイナンバー（個人番号）の確認と身元確認が、これ1枚で可能

※裏面のマイナンバーは、法令で定められた税・社会保障・災害対策の手続きのため以外にコピーすることは出来ません。

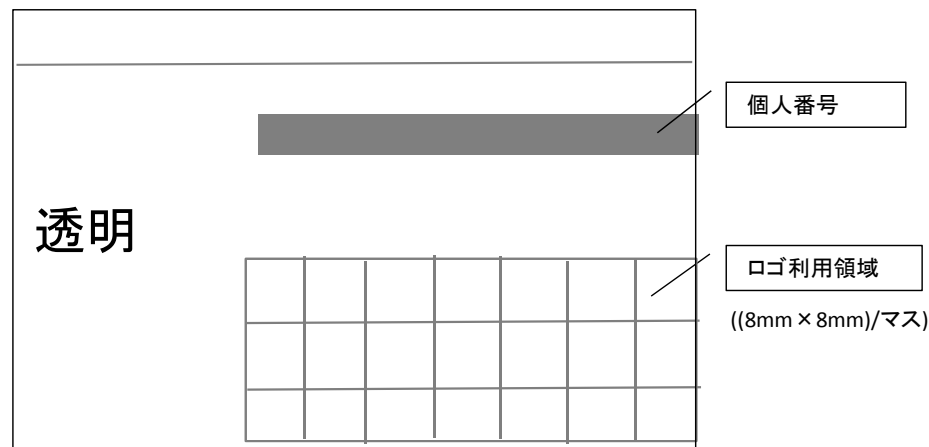
マイナンバーカード（個人番号カード）の付属カードケース

※マイナンバーカードの交付時には、裏面の個人番号等を見えなくするカードケースが付属されています。
一般的な本人確認手続においては、カードケースに入れたままで利用することが想定されます。

カードケース（表）



カードケース（裏）



挿入イメージ（表）



挿入イメージ（裏）

